

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律 参照条文 目次

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）（抄）	1
○国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（抄）	1
○行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）（抄）	1
○裁判所の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十三号）（抄）	2
○国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）（抄）	3
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	3
○地方自治法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九十四号）（抄）	4
○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	4
○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）	5
○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	6
○銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（抄）	6
○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	6
○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）	7
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）	7
○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	7
○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）	8
○手形法（昭和七年法律第二十号）（抄）	8
○小切手法（昭和八年法律第五十七号）（抄）	8
○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）	9
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	9
○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	10
○道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）（抄）	11



○天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）（抄）

（天皇の退位及び皇嗣の即位）

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

附 則

（この法律の失効）

第二条 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第四条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。

○国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）（抄）

第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）（抄）

（行政機関の休日）

第一条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

- 一 (略)
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
  - 三 (略)
- 2・3 (略)

(期限の特例)

第二条 国の行政庁（各行政機関、各行政機関に置かれる部局若しくは機関又は各行政機関の長その他の職員であるものに限る。）に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○裁判所の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十三号）（抄）

(裁判所の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、裁判所の休日とし、裁判所の執務は、原則として行わないものとする。

- 一 (略)
  - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
  - 三 (略)
- 2 (略)

(期限の特例)

第二条 裁判所職員の給与、保障及び服務その他の司法行政に関する事項についての裁判所に対する申立て、届出その他の行為の期限で法律又は最高裁判所規則で規定する期間をもつて定めるものが裁判所の休日に当たるときは、裁判所の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は最高裁判所規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）（抄）

（国会に置かれる機関の休日）

第一条 次の各号に掲げる日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 （略）

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 （略）

2・3 （略）

（期限の特例）

第二条 国会に置かれる機関に対する申立てその他の行為の期限で法令で規定する期間をもつて定めるものが国会に置かれる機関の休日に当たるときは、国会に置かれる機関の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第四条の二 地方公共団体の休日は、条例で定める。

② 前項の地方公共団体の休日は、次に掲げる日について定めるものとする。

一 （略）

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 （略）

③ （略）

④ 地方公共団体の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で法律又は法律に基づく命令で規定する期間（時をもつて定める期間を除く。）をもつて定めるものが第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日に当たるときは、地方公共団体の休日の翌日をもつてその期限とみなす。ただし、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがあ

る場合は、この限りでない。

○地方自治法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九十四号）（抄）

附 則

（経過措置）

2 改正後の地方自治法第四条の二第一項の規定による条例が制定されるまでの間は、地方公共団体の休日は、この法律の施行の際現に休日とされている日によるものとする。

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（給与の減額）

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休日給）

第十七条 祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条の規定に

基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（管理職員特別勤務手当）

第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項及び第四項、第七条並びに第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 4 （略）

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（抄）

（休日）

第十四条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（休日及び営業時間）

第十五条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 （略）

○銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（抄）

（休日）

第五条 法第十五条第一項に規定する政令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日  
二・三 （略）

2・3 （略）

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（期間の計算）

第九十五条 （略）

2 （略）

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。



○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第五十五条（略）

②（略）

③ 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間については、この限りでない。

○刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（死刑の執行）

第七十八条（略）

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日には、死刑を執行しない。

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第一百四十二条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取り引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）

（休日又は夜間の執行）

第八条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後七時から翌日の午前七時までの間に人の住居に立ち入つて職務を執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

2 （略）

○手形法（昭和七年法律第二十号）（抄）

第七十二条 満期が法定ノ休日ニ当ル為替手形ハ之ニ次グ第一ノ取引日ニ至ル迄其ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ズ又為替手形ニ関スル他ノ行為殊ニ引受ノ為ノ呈示及拒絶証書ノ作成ハ取引日ニ於テノミ之ヲ為スコトヲ得

② 末日ヲ法定ノ休日トスル一定ノ期間内ニ前項ノ行為ヲ為スベキ場合ニ於テハ期間ハ其ノ満了ニ次グ第一ノ取引日迄之ヲ伸長ス期間中ノ休日ハ之ヲ期間ニ算入ス

附 則

第八十七条 本法ニ於テ休日トハ祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日ヲ謂フ

○小切手法（昭和八年法律第五十七号）（抄）

第六十条 （略）

② 小切手ニ関スル行為ヲ為ス為殊ニ呈示又ハ拒絶証書若ハ之ト同一ノ効力ヲ有スル宣言ノ作成ノ為法令ニ規定シタル期間ノ末日ガ法定ノ休日ニ当ル場合ニ於テハ期間ハ其ノ満了ニ次グ第一ノ取引日迄之ヲ伸長ス期間中ノ休日ハ之ヲ期間ニ算入ス

附 則

第七十五条 本法ニ於テ休日トハ祭日、祝日、日曜日其ノ他ノ一般ノ休日及政令ヲ以テ定ムル日ヲ謂フ

○国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

（期間の計算及び期限の特例）

第十条（略）

2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（期間の計算及び期限の特例）

第二十条の五（略）

2 この法律又はこれに基づく条例の規定により定められている期限（政令で定める期限を除く。）が民法第四百十二条に規定する休日その他政令で定める日に該当するときは、この法律又は当該条例の規定にかかわらず、これらの日の翌日とその期限とみなす。

○道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（免許証の有効期間）

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第一百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

（表略）

- 2 第四百四条の四第三項の規定により与えられる免許に係る免許証の有効期間は、同条第二項の規定により取り消される免許に係る免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。
- 3 第一百七条第二項の規定により交付された免許証（前項に規定するものを除く。）の有効期間は、当該免許証に係る同条第一項の規定により返納された免許証の有効期間が満了することとされていた日が経過するまでの期間とする。
- 4 前三項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

（反則金の納付）

第二百二十八条 前条第一項又は第二項後段の規定による通告に係る反則金（同条第一項後段の規定による通告を受けた者にあつては、反則金及び通告書の送付に要する費用。以下この条において同じ。）の納付は、当該通告を受けた日の翌日から起算して十日以内（政令で定めるやむを得ない理由のため当該期間内に反則金を納付することができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日の翌日から起算して十日以内）に、政令で定めるところにより、国に対してしなければならない。

2 （略）

（仮納付）

第二百二十九条 第二百二十六条第一項又は第四項の規定による告知を受けた者は、当該告知を受けた日の翌日から起算して七日以内に、政令で定めるところにより、当該告知された反則行為の種別に係る反則金に相当する金額を仮に納付することができる。ただし、第二百二十七条第二項前段の規定による通知を受けた後は、この限りでない。

(期間の特例)

第二百二十九条の二 第二百二十八条第一項及び前条第一項に規定する期間の末日が日曜日その他政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とみなす。

○道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（抄）

(免許証の有効期間等の特例の適用がある日)

第三十三条の八 法第九十二条の二第四項（法第百条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三 (略)

(期間の特例の適用がある日)

第五十四条の二 法第二百二十九条の二の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二・三 (略)